

第3回 防災対策実行会議における委員指摘事項に対する対応状況

資料5

議題	ご指摘事項	対応状況
首都直下地震対策WG最終報告・政府BCP案	放置車両の排除について、現行法制で可能な対応の整理及び新たな法制上の措置の検討	首都直下地震発災時における渋滞対策は、先の東日本大震災における都区部の状況を踏まえて、今回新たに重要な課題の一つとして取り上げられたものであり、今後、警察庁や国土交通省等の関係機関と連携しながら、必要な措置について検討をして参りたい。
	首都直下地震の際の海外への適切な情報発信	首都直下地震発生時における海外への情報発信については、その具体的な方法・内容について関係省庁と協議の上検討するとともに、検討結果を各種規程に盛り込んでいく予定。
	「防活」の精神の国民への普及	政府のみならず、企業、地域、個人を含めた各主体が一体となって「命を守る準備」を進められるよう、様々な機会をとらえて「防活」の精神について、国民へ普及して参りたい。
	首都直下地震対策WG最終報告のマスコミへの丁寧な説明	WGの最終報告及びモデル検討会の検討結果等については、報道機関に対しては十分な時間的猶予を確保しながら、丁寧な対応に努めてきたところではあるが、十分に理解を得られなかった点や今後の対策の重要性等については、引き続き報道機関等に対して普及・啓発活動を行って参りたい。 また、今後、昨年成立した首都直下地震対策特別措置法に基づき、基本計画等を公表する際には、マスコミに対して、事前に記者レクを行うなど、丁寧な説明を行ってまいりたい。
	首都直下地震対策について、最大クラスのものも想定した長期的な取組を	首都直下地震対策については、モデル検討会での検討結果を踏まえ、所要の防災対策を講じるものであり、大正関東地震タイプの地震等についても防災対策の対象として、中・長期的な対応を行うこととされているものである。
	前回の報告と比較して、直接被害額が減っているにもかかわらず、ガレキの量が増加していることの因果関係	災害廃棄物の算定手法について、平成17年の被害想定時に使用したものから、東日本大震災の実績等を踏まえて修正しており、災害廃棄物の推定量が相対的に大きくなっているためと思われる。なお、南海トラフ巨大地震の被害想定においても同様の手法を用いている。
	南海トラフ地震の被害想定における長周期地震による影響について早期に結論を出すこと	現在、南海トラフ巨大地震モデル検討会、及び首都直下地震モデル検討会において南海トラフ沿い及び相模トラフ沿いの地震等による長周期地震動の影響について検討を進めている。また、とりまとめにあたり、高層建築物への影響等の評価のため、建築関係の専門家への意見聴取や関係機関との調整を並行して進めているところ。
	首都直下地震の際の国・都県・市区町村の権限の隙間及び輻輳の整理	防災基本計画の中で、防災上の諸施策における国と地方公共団体の役割を明確に定めている。また、発災時には、政府の対策本部と被災地方公共団体の災害対策本部との間で、連絡・調整を行い、緊密に連携を図っていくこととしている。
政府BCPについて、細かな場合分けを(冬季におけるインフルエンザ対策や夏季における冷房問題等)	当面は、政府BCPの被害想定をシンプルに設定し、将来的には、BCPの見直しの中で、複数の被害想定の設定についても検討して参りたい。	

議題	ご指摘事項	対応状況
	首都圏における電車通学をしている児童の問題	通学路の途中で避難している児童生徒等や移動中の児童生徒等の安否確認については、保護者と学校が連携して当たることとなるが、安全確保には児童生徒等の行動が大きく関わるため、児童生徒等の自己管理が極めて重要となる。そのため、公共の交通機関や施設内では係員等の指示に従って行動することを指導したり、保護者が入学時に緊急時対応を子供と一緒に考えながら登校する指導が考えられる。
	2020年東京オリンピックを見据えた各国VIPの生活の確保	VIPの東京への来訪はオリンピックの開催期間に集中するものであるが、当該期間におけるVIPへの対応は自然災害のみならず、テロや移動・宿泊時の安全確保を含め、大会運営において十分に配慮がなされるべき課題であると認識している。
	政府BCPIについて、時間単位での管理	政府BCP案において、各府省等のBCPの中で首都直下地震発生直後から時系列で非常時優先業務を位置づけることを定めている。

議題	ご指摘事項	対応状況
被災者行政の課題（住まいの再建関係）	賃貸住宅の活用について、大規模災害の際には一つの都道府県単独では供給量が不足するため、県を超えた連携が必要。他都道府県と情報を共有できる情報フォーマットの作成を	「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」の下に設置した「被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ」において検討する。【平成26年度予算事項】
	被災者生活再建支援制度について、都道府県と意見交換を	「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」において検討している。
	被災者がまとまって避難できない場合のコミュニティ維持のため、バーチャルな情報システム空間を構築	総務省では、東日本大震災の被災地において、震災からの復旧にとどまらず、情報通信技術（ICT）を活用した未来に向けた創造的な復興を果たすための取組みとして、「被災地域情報化推進事業（情報通信技術利活用事業費補助金）」のICT地域のきずな再生・強化事業により、地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立により、仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報、復興情報等を正確・迅速に提供するとともに、地域のコミュニケーションを円滑化するための情報通信環境を構築する事業を実施している。
	支援者がいなければ生活できない方々をどこに避難させ、どのように支援体制を構築するかを検討	平成25年6月の災害対策基本法改正により市町村長にその作成等が義務付けられた避難行動要支援者名簿の活用及び、避難所等における生活環境の整備等の推進について、取組指針を示しつつ、市町村において具体的な検討がなされるよう促しているところ。
	避難の際のコミュニティの維持の観点から、市町村の末端まで予防的に地域における議論を促す仕組みを構築	平成25年6月の災害対策基本法改正により市町村長にその作成等が義務付けられた避難行動要支援者名簿を活用した、より避難支援等の実効性を高めるための取組みについて、取組指針において、平常時からの個別計画の作成や地域力の向上についても示しつつ、市町村において具体的な検討がなされるよう促しているところ。
	応急仮設住宅の建設について、地元建築業者が参画できる仕組みを構築し、応急仮設住宅の仕様に係る標準化した指導マニュアルの作成	全国の大工・工務店の団体である一般社団法人 全国木造建設事業協会が、平成25年12月時点で15の都県と災害時に応急仮設木造住宅の建設推進を図る協定を締結しており、こうした取組みを他の道府県へ紹介している。また、東日本大震災における地域工務店等による木造仮設住宅等に関する事例をとりまとめた「木を活かした応急仮設住宅等事例集」を周知している。
	応急仮設住宅建設に際しては、出口戦略を見通した対応を	「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」の下に設置した「被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ」において検討する。【平成26年度予算事項】
応急仮設住宅に集会所や談話室を併設することは復興を考える中で重要であり、積極的な取組を	「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」の下に設置した「被災者の住まいの確保策検討ワーキンググループ」において検討する。【平成26年度予算事項】	

議題	ご指摘事項	対応状況
「防災先進国・日本」を世界に発信する取組	防災技術の海外展開について、受け手のニーズ・技術力に合った取組を	国連防災世界会議は、我が国の知見を世界に発信する好機であり、その準備に当たっては、開発途上国のニーズ・技術力にもあった情報提供がなされるよう、関係省庁と取り組んでまいりたい。
	災害後に後追いの制度整備を行うのではなく、未然防止の観点による制度設計を	災害対策に係る法制度については、引き続き最新の科学的知見に基づき、未然防止の観点も十分に考慮しつつ制度設計に取り組んでまいりたい。
	多国間での防災協力を見据えた国際標準化の取組	国連防災世界会議では、国際的な防災の取組指針である兵庫行動枠組の後継枠組が策定される予定であり、その策定に向けた準備に当たっては、多国間での防災協力が進むような観点からの提案を行っていきよう、関係省庁と取り組んでまいりたい。
	防災技術の提供を国際交渉のツールとして有効に活用	防災技術は我が国の強みであるところ、国際交渉のツールとして有効に活用できるよう、外務省はじめ関係省庁とも連携して取り組んでまいりたい。
	我が国の制度改正の仕組みを国際的にアピール	従来から国際会議等において、我が国の防災政策の取組について説明しており、その中で災害対策基本法や防災基本計画の改正・改定内容についても説明しているところ。国連防災世界会議においても、我が国の制度改正の状況について、積極的にアピールしてまいりたい。
	発展途上国に受け入れられ難い「防災の主流化」を受け入れられるための工夫	我が国は、防災の主流化を継続して進めてきており、防災分野への事前投資を行ってきたため、災害が発生しても経済損失を軽減させることができ、それが我が国の経済発展に寄与してきたと認識。、国連防災世界会議においても、我が国の実例を挙げて、開発途上国等に防災の主流化の重要性をアピールしてまいりたい。
	発展途上国における防災教育の普及のための取組(要支援者名簿を作成しただけで安心することのないように活用する仕組みが重要)	我が国は、これまでも日本の防災教育のノウハウについて、開発途上国等にODA等を通じて普及してきたところ。国連防災世界会議においても、開発途上国において適用可能な取り組みを普及するべく、準備してまいりたい。
防災技術に係る研究開発に対する集中的な資源の投資	政府全体の科学技術関係予算の編成においては、総合科学技術会議が科学技術イノベーション政策全体を俯瞰して、限られた予算を有望な分野や政策に重点的に配分し、有効に活用していくための方針を策定しているところ。「平成26年度科学技術重要施策アクションプラン」においては、「自然災害に対する強靱なインフラの実現」が重点的取組に挙げられている。	
その他	ブロックごとの大規模災害への対応のための拠点整備	各地域において大規模災害発生時の防災機能の在り方の検討を行う際には、必要な相談に応じていく予定。 なお、一般論として、南海トラフ地震対策に関しては、「南海トラフ地震対策特別措置法」が成立したところであり、今後、同法に基づく南海トラフ地震基本計画や、応急対策に係る「具体的な活動計画」などを策定し、その具体化を図る予定。 防災拠点については、いくつかのタイプがあり、それぞれ応急対策に係る「具体的な活動計画」の中で、該当する施設やその役割について示す予定。